

令和7年度 トラックドライバー運転免許取得等 支援事業補助金【Q4 併用申請 補足資料】

〔支払方法別：申請手続き追加のご案内〕

■はじめに

本補助金の申請方法は、免許取得費用を「誰が支払ったか」によって異なります。事業者および申請担当者の皆様に、誤りなく手続きを行っていただくため、支払い方法別の申請フローを整理しました。

フォークリフト運転技能講習の補助金申請についても同じ考え方となります。申請前に必ずご確認ください。

■補助金の種類

現在、運転免許取得に関して活用できる補助制度は、以下の2種類です。

① 宮崎県の補助金

トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金（以下、「県補助金」という。）

② 宮崎県トラック協会の助成金

- ・運転免許取得支援助成金
 - ・資格取得講習助成金(フォークリフト)
- （以下、「協会補助金」という。）

■申請スキーム（支払方法別）

◎重要ポイント（必ず確認）

判断基準は「免許取得費用を誰が支払ったか」

支払者	申請方法
①会社負担	→ 協会補助金+県補助金（併用申請）
②個人負担（領収書の宛名が個人名）	→ 県補助金のみ（協会補助金には申請不可）
③協会補助金が予算上限に達した後	→ 県補助金のみ

① 会社経費で免許を取得した場合

(会社が教習所へ直接支払う、または会社負担で取得した場合)

●申請の考え方

会社負担の場合、

「宮崎県トラック協会補助金」と「宮崎県補助金」の併用が可能です。

●申請の流れ

(協会補助金と県補助金は同時申請でも可)

1. 宮崎県トラック協会の補助金へ申請
2. 協会補助金を差し引いた残額を宮崎県補助金として申請

●ポイント

- ・会社が費用を負担している場合は必ず併用対象となります。
- ・協会 → 県（差額）の順での申請を基本とします。
※ただし、協会補助金と県補助金は同時申請も可能です。
- ・すでに協会補助金を受けている場合は、その差額を県へ申請してください。
- ・補助金の合計が免許取得費用の上限を超えないよう注意してください。

【申請フロー（図示）】

会社 → 教習所へ支払い

↓

宮崎県トラック協会へ補助金申請

↓

協会補助金を差し引いた残額を宮崎県補助金へ申請

② 個人経費で免許を取得した場合

(本人が教習所へ直接支払った場合)

●申請の考え方

協会補助金は「会社負担の経費のみ」が対象のため、個人支払いの場合は協会補助金を利用できません。

●申請方法

- 宮崎県補助金のみ申請可能
- ✗ 協会補助金との併用は不可

●申請の流れ

1. 本人 → 教習所へ支払い
2. 宮崎県補助金へ申請

●ポイント

- ・領収書の宛名が個人名の場合は県補助金のみが対象。
- ・協会補助金は申請できません。

③ 宮崎県トラック協会の補助金が予算上限に達した場合

※協会補助金の受付が終了した後は、すべて宮崎県補助金のみでの申請となります。

協会補助金の受付状況は、宮崎県トラック協会ホームページでお知らせします。

■注意事項（必ずご確認ください）

※協会、県補助金以外にも、国の補助金等を併用している場合は、受けた補助額を差し引いて申請してください。

- ・必ず実際の負担額に基づき申請してください。
- ・不明点がある場合は、事前の問い合わせをお願いします。